

特記仕様書

1 委託業務名

中田湧水観測孔陥没復旧他業務委託

2 履行場所

千葉市若葉区中田町地内

3 委託期間

契約締結日翌日から令和6年3月29日まで

4 目的

中田湧水観測孔は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）第一条第一項第五号ハ」に位置付けられた中田最終処分場の地下水集排水設備の施設であり、令和5年9月、大雨により、当施設のマンホール構造物近接部において深さ70cm程度の陥没が発生し、それに伴い、マンホール構造物を囲うフェンスの一部が破損した。このことから、応急対応として、当該陥没部を埋め戻すと共に、陥没により破損した既設のネットフェンスを撤去し、新たに設置することで、陥没状態を解消し、安全対策の強化を図ることを目的とする。

5 労務安全管理

受注者は、本業務の履行にあたっては、履行場所の状況を十分に把握し、作業員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。なお、本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は受注者の責任において措置するものとする。

6 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要な資料を受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料については破損しないように丁寧に扱い、作業の終了後速やかに発注者に返却するものとする。

7 秘密の保持、情報管理の徹底

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

8 過積載による違法運行の防止

受注者は、本業務の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積込まず、また積込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積込まず、また積込ませないこと。
- (3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又は、さし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

9 産業廃棄物処理

(1) 関係法令の遵守

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の他、関係する法令、条例等などを遵守しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下の事項を鮮明に表示すること。

ア 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

文字の大きさ：140ポイント（約5cm）以上

イ 排出事業者名（〇〇株式会社等）

文字の大きさ：90ポイント（約3cm）以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理にあたっては、適宜、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を提出すること。

10 費用の負担

委託に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

12 委託完了時

受注者は、委託完了時に発注者による完了検査を受けなければならない。なお、受注者は、完了検査において、手直しを指示された箇所は、直ちに手直しをしなければならない。

13 その他

現場に立ち入る際は、あらかじめ発注者の了解を得ること。

14 業務内容

「図1業務内容全体図」・「図2平面図」・「図3断面図」を参考に、下記のとおり

施工する。

- (1) 中田湧水観測孔脇の土法面において、バックホウ等で土を削り、車両通行用のスロープを形成する。
※掘削土量は 15 m³程度を見込む。
※施工場所への進入ルートにおいて、樹木の枝が支障となる場合は切り落とす。
※埋戻し完了後においてもスロープはそのまま残す。
- (2) 中田湧水観測孔の既存フェンスを撤去する。
※入り口側フェンスは既存フェンスを再度使用することとし、それ以外の3面のフェンスは撤去し処分する。
- (3) フレコンバック施工場所において、約 2 m程度土を掘り、埋戻し作業がし易いように機械を用いて底盤を整える。
※掘削土量は 29 m³程度を見込む。
※施工時の安全性を確保するため、掘削する際は切り取り面が崩壊しないような工法で施工すること。
- (4) フレコンバック袋内に、スロープ作成時や施工場所掘り起こし時に発生した土砂をバックホウ等で1袋あたり約 0.7 m³程度ずつ詰める。
※必要に応じて、新内陸最終処分場内に保管している土砂を使うことがある。
- (5) バックホウ等で「図2 平面図」・「図3 断面図」のフレコンバック施工範囲へ山砂を詰めたフレコンバックを敷設する。
※フレコンバック施工によりできる隙間は土嚢袋や土砂を詰め、埋めるものとする。
- (6) 地表レベルまでフレコンバックを施工後、上面に約 10cm 程度盛土をし、整形する。
※盛土に使用する土は掘削発生土に新内陸最終処分場保管の粘性土約 1 m³程度を混ぜ合わせる。
- (7) 新設フェンスを施工する。
※入り口側フェンスは既存フェンスを再度使用する。
- (8) 本業務の実施過程等を取りまとめ、報告書を作成する。

15 成果品

成果品として次のものを提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 業務報告書一式（フラットファイル等） | 2部 |
| (2) 業務報告書CDまたはDVD（word データ、PDF データ等） | 1部 |